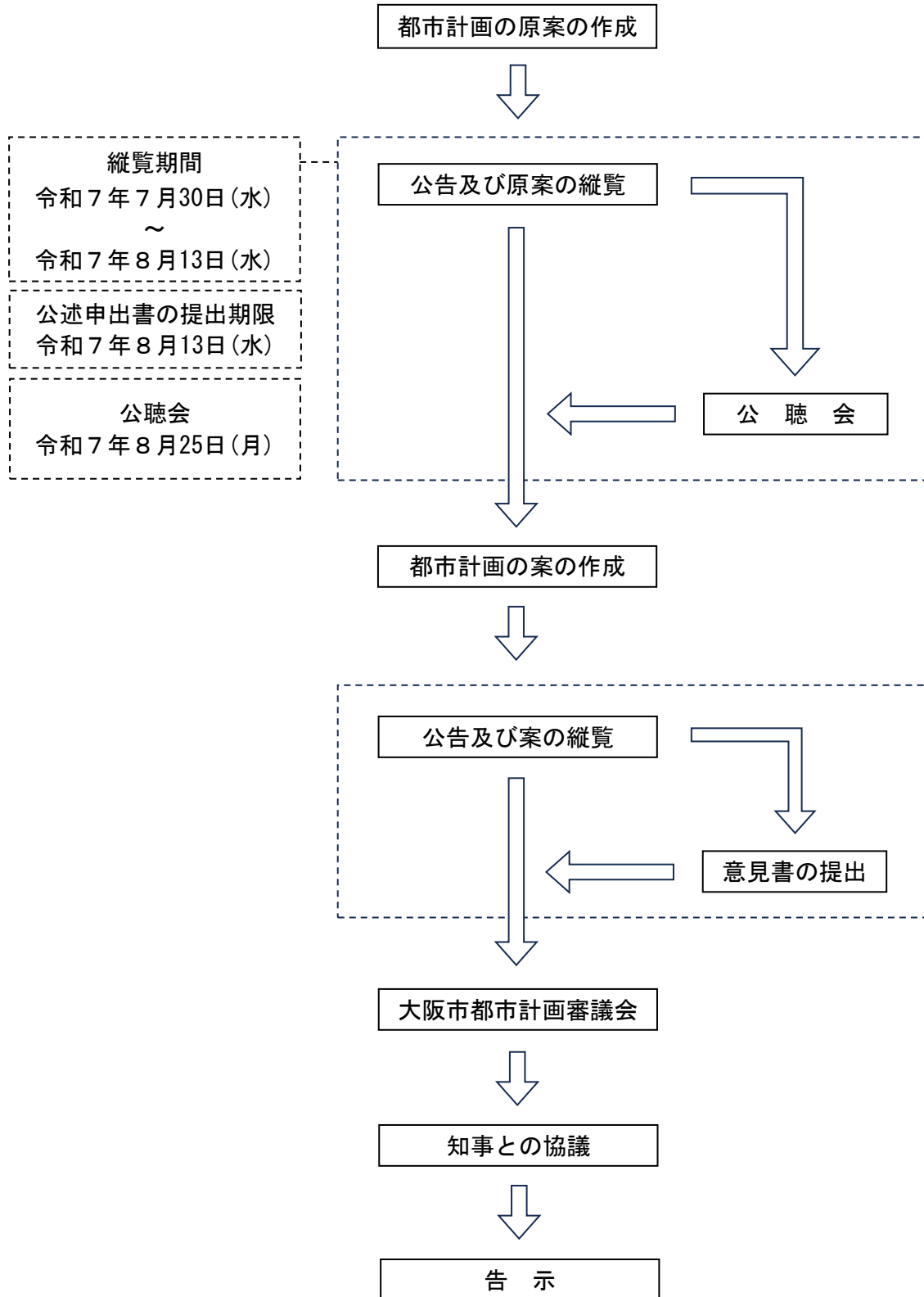


公園の変更手続 (5・4・10号 桃ヶ池公園)



■公園

公園とは、自然的環境の中で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等のレクリエーション及び災害時の避難等の用に供することを目的とする公共空地であり、現在731か所・799.95haを都市計画決定している。なお、都市公園としては、993か所・約889.1haで1人あたり3.18㎡となっている。